羽島市告示第１６８号

電子入札システムによる事後審査型条件付き一般競争入札の施行について

次のとおり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年７月１３日

羽島市長　松　井　　聡

記

１　入札に付する事項

⑴　仕様書番号　水工第１６号

⑵　工　事　名　配水管及び配水補助管布設工事

⑶　工 事 場 所　羽島市足近町６丁目　地内

⑷　工 事 期 間　契約締結の翌日から１９０日間

⑸　予 定 価 格　４４，９０８，６００円（消費税及び地方消費税を含む。）

⑹　工 事 概 要

ＨＰＰＥ管φ７５	６２１．６ｍ
ＨＰＰＥ管φ５０	６４．３ｍ
仕切弁φ７５	９基
仕切弁φ５０	２基
排泥弁φ５０	１基

⑺　入 札 方 式

本入札は、資料提出及び入札を市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）で行う対象業務である。ただし、羽島市電子入札運用基準（平成１７年１１月４日決裁）１に該当する場合は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。

２　入札に参加する者に必要な資格及び条件

入札に参加する者は、次の条件を満たしているものとする。

⑴　本告示日において、羽島市内に本店を有し、羽島市契約規則（昭和３９年羽島市規則第６号）第２１条第２項に基づいて調製した羽島市指名競争入札参加者名簿の「水道施設工事」に本店で登録されていること。

⑵　最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の水道施設工事の総合評定値が７００点以上であること。

⑶　平成２３年度以降に元請又は共同企業体の代表構成員若しくは羽島市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成７年５月３１日決裁）第３条第３項第１号で定められた出資比率以上の構成員として、１，３００万円以上の公共工事の水道施設工事の施工実績を有すること。

⑷　羽島市地域防災計画に定める「災害時の応急対策に関する協定」又は「災害時における応急給水及び上下水道施設応急復旧等に関する協定」に参加していること。

⑸　建設業法第２６条に従い技術者を配置できること。

⑹　本告示日から入札の日までの間において、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領（平成１９年９月２５日決裁）に基づく資格停止期間がないこと。

⑺　本告示日から入札の日までの間において、羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２２年８月１２日決裁）に基づく資格停止期間がないこと。

３　仕様書等の交付期間、交付方法及び閲覧等

⑴　交付期間　令和８年７月１３日（月）から令和８年７月２１日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　交付方法　電子入札システム上に掲載した入札説明書等をダウンロードすることにより交付する。

⑶　その他　電子入札システムによる交付が受けられない者は、次により閲覧することができる。

ア　閲覧期間　令和８年７月１３日（月）から令和８年７月２１日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　閲覧場所　羽島市役所総務部管財課

４　入札参加の申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムを用いて事後審査型条件付き一般競争入札参加申請誓約書により、参加申請をすること。なお、紙入札

方式の場合は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記第１号様式）を次に定めるところにより提出すること。ただし、この場合においては、持参のみの受付とする。

⑴　電子入札システムによる提出期間

令和８年７月１４日（火）から令和８年７月２１日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　紙入札方式による提出期間及び提出場所

ア　提出期間　令和８年７月１４日（火）から令和８年７月２１日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　提出場所　羽島市役所総務部管財課

５　入札の方法

⑴　電子入札システム

ア　提出書類　入札書、内訳書

イ　提出期間　令和８年７月２３日（木）から令和８年８月４日（火）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までの午前９時から午後５時まで

ウ　提出要領

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者及び免税事業者を問わず、見積もりをした契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額で入札すること。

⑵　紙入札方式

電子入札システムに準ずる。ただし、提出書類は７に規定する開札日時に開札場所へ持参すること。

６　入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、羽島市電子入札運用基準５－４、５－５によること。

７　開札

開札は電子入札システムにより公開で行う。

⑴　日　時　令和８年８月５日（水）　午前９時３０分

⑵　場　所　羽島市役所総務部管財課

⑶　予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。

⑷　落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を定めるものとする。この場合には、羽島市電子入札運用基準５－６による。

８　落札者の決定

⑴　落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者とする。

⑵　落札候補者は、落札候補者となった旨の通知のあった日から起算して２日以内に、次に掲げる書類を総務部管財課まで持参すること。

ア　事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記第２号－１様式）

イ　工事の施工実績届出書（別記第２号－２様式）

ウ　配置予定技術者届出書（別紙１）

エ　最新の総合評定値通知書の写し

オ　その他指定される書類

９　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金　免除

⑵　契約保証金　有

10　前金払　有

11　部分払　有

12　低入札価格調査　有

13　入札の無効に関する事項

告示した入札に参加するために必要な資格の無い者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札のほか羽島市契約規則第１４条又は羽島市電子入札実施要領（平成１７年１１月４日決裁）第６条に該当する場合は、無効とする。

14　その他

⑴　電子入札システムの運用時間は午前９時から午後５時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とし、それ以外の時間は交付及び受付等を行わない。

⑵　電子入札システムを使用して提出された申請書及び資料は、市の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機上のファイルへの記録がされた時に市に到着したものとみなす。

⑶　この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、同法施行令及び羽島市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領（平成１８年８月７日決裁）及び羽島市電子入札実施要領、同運用基準及び羽島市契約規則等の定めるところによる。